

県北広域振興局長告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年5月30日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371300559	社会福祉法人共生会	特定施設入居者生活介護「温もりの苑」	二戸市石切所字森合92番地1	平成29年5月18日